

保護者各位

甲斐市教育委員会  
教育長 高鳥 悟  
〈公印省略〉

### 学校における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）

日頃より、本市の教育へ深い御理解と御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが「5類感染症」となり、季節性インフルエンザと同様の取扱いとなることに基づき、文部科学省より「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知5文科初第347号）」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8）」が通知されました。

つきましては、甲斐市教育委員会としまして文部科学省通知のとおり、学校教育活動について次によりとり行います。引き続き保護者の皆様方には、御理解と御協力をお願いします。

#### 1 マスクの着用について

##### 【平時（感染状況が落ち着いている時）】

- ・ 児童生徒・教職員・保護者等、学校施設を利用する者に対してマスクの着用を求めないことを基本とします。

##### 【感染流行時】

- ・ 教職員にはマスク着用を推奨し、児童生徒に着用を促す場面も考えられますが、着用を強いることが無いようにします。

※いずれの場合も、様々な事情の児童生徒がいることから、マスクの着脱について強いることの無いよう、またマスク着用の有無による差別偏見が無いよう指導します。

#### 2 学校生活について

##### 【平時（感染状況が落ち着いている時）】

- ・ コロナ禍以前の学校生活及び教育活動を基本とします。

##### 【感染流行時】

- ・ 「身体的距離を確保」して「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えるようにします。

#### 3 健康チェックカードの提出等について

- ・ 毎朝の検温、健康チェックカードの提出は不要とします。

※お子さんの体調を確認いただき、児童生徒本人に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには、登校を控え学校へ連絡するようお願いいたします。

#### 4 出席停止の具体的な取り扱いについて

- ・ 原則的に新型コロナウイルスに感染した場合に限り「出席停止」とします。その他、児童生徒本人に基礎疾患がある場合等、合理的な理由が認められる場合は「出席停止」とします。

※「発症から5日間が経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで」の期間を原則とします。

※濃厚接触者の特定は行わないため、児童生徒本人に行動制限や協力要請は行いません。

※再登校時には、「新型コロナウイルス感染症報告書」の提出に御協力ください。